

タンチョウも住めるまちづくり検討協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「タンチョウも住めるまちづくり検討協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、多様な主体の連携と協働による舞鶴遊水地を軸とした「タンチョウも住めるまちづくり」の取組みを通じて、にぎわいがあり、経済の好循環が実感できる地域の実現を目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会の協議事項は、以下のとおりとする。

- 一 舞鶴遊水地を軸としたタンチョウの生息環境構築に関すること
- 二 タンチョウをシンボルとした農産業・観光施策の促進に関すること
- 三 タンチョウを活かした環境教育・市民参加の促進に関すること
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織構成)

第4条 協議会の委員は、別表-1に掲げる者によって組織する。但し必要に応じ協議会の議決を経て委員を追加することができる。

- 2 協議会に座長1名を置く。座長は、委員の互選によって選任する。
- 3 座長は、協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。

(会議の招集等)

第5条 協議会の会議は、座長が召集する。

- 2 協議会の議事は、座長が進行する。
- 3 座長は、必要に応じ、協議会に委員以外の関係者の出席を要請することができる。
- 4 座長は、必要に応じ、協議会の下に専門部会を設置することができる。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 会議の議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、北海道開発局札幌開発建設部のホームページ等に公開するものとする。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の末日までとする。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部および長沼町とする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長がその都度協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年9月6日から施行する。

(別紙-1)

タンチョウも住めるまちづくり検討協議会 委員名簿

平成28年9月6日現在

委員	赤坂	猛	酪農学園大学 農食環境学群 環境共生学類 生物多様性保全研究室 教授
委員	加藤	幸一	舞鶴遊水地にタンチョウを呼び戻す会 会長
委員	小磯	修二	北海道大学 公共政策大学院 特任教授
委員	貴家	尚哉	北海道開発局 札幌開発建設部 千歳川河川事 務所長
委員	瀬川	明廣	マオイネットワーク広場
委員	田口	和哉	環境省北海道地方環境事務所 野生生物課長
委員	戸川	雅光	長沼町長
委員	中野	政光	長沼町商工会 副会長
委員	中村	太士	北海道大学大学院 農学研究院 森林生態系管 理学研究室 教授
委員	成田	正夫	ながぬま農業協同組合 代表理事組合長
委員	藤島	京子	北海道 空知総合振興局 地域創生部長
委員	正富	宏之	専修大学北海道短期大学 名誉教授
委員	見田	義之	株式会社アクティブリンク 代表取締役社長
委員	宮藤	秀之	北海道開発局 札幌開発建設部 次長
委員	森下	伸	長沼町観光協会 会長

※敬称略、50音順